

広島県告示第千三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項の規定によつて、次のとおり国土交通省中国地方整備局長が同法第十八条第一項の規定による道路の区域の変更を行った。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所並びに国土交通省中国地方整備局及び国土交通省中国地方整備局広島国道事務所において、平成二十三年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市黒瀬町市飯田字藁茅五番一地从から 東広島市西条町馬木二一九一番二地先まで	旧	七・五〇、 四二・一〇	八七五〇・ 〇〇	
東広島市黒瀬町市飯田字藁茅五番一地从から 東広島市西条町馬木二一九一番二地先まで 東広島市黒瀬町津江字灰床一四七六番八地从から 東広島市西条町馬木一七七番六地先まで	新	七・五〇、 四二・一〇 二二・〇〇、 三〇六・〇〇	八七五〇・ 〇〇 一〇、九一 一・〇〇	ダブル ウェイ